

（表）

第 _____ 号
所属及び職名 _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第 7 条第 2 項 の規定により準用する空港法第 39 条第 3 項の規定による検査員証
年 月 日発行 年 月 日限り有効
顔 写 真
国 土 交 通 大 臣 印

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附 則
(共用空港特定運営事業に係る空港法の特例等)

第 7 条
2 空港法第 12 条、第 13 条、第 39 条及び第 40 条の規定は、共用空港運営権者について準用する。この場合において、同法第 12 条の見出し及び同条第 1 項から第 3 項までの規定中「空港供用規程」とあり、並びに同条第 4 項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「民間航空専用施設供用規程」と、同条第 1 項第 1 号中「空港」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第 2 条第 1 項第 1 号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）」と、同項第 3 号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第 13 条の見出し及び同条第 2 項中「着陸料等」とあり、並びに同条第 1 項中「着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）」とあるのは「民間航空専用施設の使用に係る料金」と、同条第 2 項第 2 号及び同法第 40 条中「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と、同法第 39 条第 1 項及び第 2 項中「この法律」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第 7 条第 2 項において準用する第 12 条及び第 13 条の規定」と読み替えるものとする。

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、100 万円以下の罰金に処する。
(0) 附則第 7 条第 2 項において準用する空港法第 39 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

附 則
(職権の委任)

第 9 条
2 法附則第 6 条第 4 項及び第 5 項の権限並びに法附則第 7 条第 2 項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
(2) 空港法第 39 条第 2 項の権限
4 第 2 項第 1 号及び第 2 号の権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

空港法抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第 39 条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。
4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 大きさは、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。